

10 納付方法

住民税の納付方法には、普通徴収、給与からの特別徴収及び年金からの特別徴収があります。

(1) 普通徴収

事業所得などがある方の住民税は、納税通知書によって税額が通知され、通常 6 月、8 月、10 月、翌年 1 月(各月とも納期限は末日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)の 4 回に分けて、納付書または口座振替により納付していただきます。

なお、納付書の場合については、下表にある納期限が到来していなくても、まとめて納付していただくことが可能です。

また、過去の年度分について、所得の増額や所得控除の変更などにより課税年度内の税額が変更になった場合や、退職したことにより給与からの天引き(給与からの特別徴収)から普通徴収に切り替わった場合は、納税通知書が複数届く場合があります。納税通知書の内容についてご不明な点等がある方は、納税通知書をご準備のうえ、市民税課までお問い合わせください。

【注】住民税が課税されない非課税の方については納税通知書が送付されません。

非課税について、詳しくは 5 ページを参照してください。

期別	納期限
1期	7月1日
2期	9月2日
3期	10月31日
4期	1月31日

(2) 給与からの特別徴収

給与所得がある方の住民税は、特別徴収税額決定通知書により給与の支払者(特別徴収義務者)を通じて税額が通知されます。その後、6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて毎月の給与から住民税が天引きされ、住所のある市区町村に納付されるため、普通徴収のようにご自身で納付する必要はありません。なお、給与の支払者による納期限は、翌月 10 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)となります。

また、埼玉県内では、給与の支払者が法人・個人を問わず、すべての従業員に対して、住民税の特別徴収を行うことが義務付けられています。

特別徴収に関する手続きの方法は、次のとおりです。

① 就職・復職した場合

納付方法を普通徴収から特別徴収へ切り替えたい場合は、お持ちの納付書(納期限が過ぎていないものに限ります)を勤務先に提出し、「特別徴収への切替え」を希望する旨を伝えてください。

特別徴収への切替えを希望しない場合は、お持ちの納付書のとおり納付をお願いします。なお、原則として次年度からは特別徴収に切替わります。

② 退職・休職した場合

特段行っていただく手続きはありません。前職の勤務先が徴収に関する全ての手続きを行います。なお、未徴収の税額がある場合には、普通徴収に変更した納税通知書をご自宅に送付しますので、納税通知書のとおり納付してください。

退職後、再度就職し特別徴収へ切替えを希望される場合は、お持ちの納税通知書(納期限が過ぎていないものに限ります)を再就職先に提出し、「特別徴収への切替え」を希望する旨を伝えてください。

《参考》特別徴収に関する手続き(給与の支払者)

・ 就職・復職した場合

市ホームページより「特別徴収切替届出(依頼)書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。

・ 退職・休職した場合

市ホームページより「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。

・ 従業員が亡くなった場合

市ホームページより「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。【注】死亡退職時の給与から一括で未徴収の税額を徴収することはできませんのでご注意ください。

・ 従業員の住所・氏名が変わった場合

特段行っていただく手続きはありませんが、次年度の給与支払報告書を提出する際に最新の情報を記入いただくようお願いします。

(3) 年金からの特別徴収

4月1日現在において65歳以上の公的年金受給者の方の年金所得に係る住民税(以下、「年金の税額」といいます。)は、税額決定通知書により税額等が通知されます。その後、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて年金から天引きされ、住所のある市区町村に納付されるため、普通徴収のようにご自身で納付する必要はありません。なお、年金の支払者による納期限は、翌月10日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)となります。

【注】年金の税額は本人の希望により普通徴収に変更できません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からの特別徴収の対象となりません。

- (ア) 年金の税額が生じない方
- (イ) 公的年金から介護保険料が特別徴収されない方
- (ウ) 年間で天引きされる所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、住民税の合計金額が特別徴収される対象の公的年金の年額を超える方
- (エ) 特別徴収される対象の公的年金の年額が180,000円未満の方 など

① 年金の種類について

年金は、国民年金や厚生年金保険などの「公的年金」と、確定拠出年金や確定給付年金など公的年金の上乗せの給付を保障する制度の「私的年金」に分けられ、年金からの特別徴収は「公的年金」から徴収されます。

また、「公的年金」と「私的年金のうち、企業が退職者に支給する企業年金」などを合わせたものを「公的年金等」といいます。

② 特別徴収の対象となる所得

公的年金から特別徴収できるのは年金所得に対する税額のみとなり、公的年金等以外に給与や事業所得などから算出される税額がある場合は、公的年金から特別徴収することができないため、給与からの特別徴収(給与天引き)や普通徴収(納付書または口座振替)の方法によって納付します。

≪例≫ 公的年金等所得のほかに給与所得と事業所得がある方

ア 公的年金からの特別徴収(年金天引き)	年金所得に対する住民税の額
イ 給与からの特別徴収(給与天引き)	給与所得に対する住民税の額
ウ 普通徴収(納付書または口座振替)	すべての所得に対する住民税の額から、アとイの税額を差し引いた金額

【注】上のア・イ・ウのように、所得の種類ごとに異なる徴収方法によって納付するため、重複して徴収されるものではありません。

③ 特別徴収の開始時期と税額

(ア) 初めて公的年金からの特別徴収になる方

(前年度中に公的年金からの特別徴収の対象だったが、年度の途中で中止になった方も同様)

年金の税額の2分の1を、6月(1期)・8月(2期)に普通徴収として納付書または口座振替で納付します。

なお、残りの税額は、10月・12月・翌年2月の年金から3分の1ずつ特別徴収されます。

《例》今年度から公的年金からの特別徴収が始まり、年金の税額が60,000円の場合

納める方法	普通徴収(30,000円)		特別徴収(30,000円)		
	納める時期	1期 6月	2期 8月	10月	12月
納める税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(イ) 前年度に引き続き、公的年金からの特別徴収の対象になっている方

年金の税額は、年金から年6回に分けて特別徴収となります。

4月・6月・8月の年金からは、前年度の年金の税額の1/2に相当する額がこれらの月に分割した金額で各月より天引きされます。これを仮特別徴収といいます。

10月・12月・翌年2月の年金からは、年金の税額から仮特別徴収の合計額を差し引いた額の1/3ずつが天引きされます。これを本徴収といいます。

《例》今年度の年金の税額が66,000円で、前年度の年金の税額が60,000円の場合

納める方法	特別徴収(66,000円)					
	納める時期	仮特別徴収			本徴収	
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納める税額	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

【注】公的年金からの特別徴収税額が仮特別徴収税額より少額の場合は、原則として差額を還付します。

【注】今年度の年金の税額が前年度と大きく異なる場合、4月から8月までの仮特別徴収額と10月から翌年2月の本徴収額が大きく異なることがあります。

④ 特別徴収の中止

次の場合は、公的年金からの特別徴収の対象者であっても、年度の途中で普通徴収に切り替わる場合があります。

また、公的年金からの特別徴収が中止になった方が、翌年度に再び特別徴収が開始になる場合は、初めて公的年金からの特別徴収になる方③(ア)と同様の徴収となります。

- ・ 年度の途中で、課税内容に変更があった場合
- ・ 納税義務者が死亡した場合
- ・ 介護保険料が年金から特別徴収されなくなった場合
- ・ 上尾市外へ転出または上尾市へ転入した場合

転出の時期	1月1日から3月31日まで	4月1日から12月31日まで
特別徴収の時期	10月の特別徴収から中止	翌年4月の特別徴収から中止

【注】前年に上尾市に転入された方は、4月・6月・8月分の仮特別徴収を行わず、普通徴収により納めていただくこととなりますが、10月分以降は公的年金からの特別徴収となります。

⑤ 日本年金機構などから送付される年金振込通知書

公的年金からの特別徴収により天引きされる住民税額と、年金支払者である日本年金機構などから送付される年金振込通知書の「個人住民税額」は、同じものになります。

また、年金支払者の年金振込通知書には、前年度の特別徴収税額から算出されている「仮特別徴収額」が記載されています。10月以降に徴収される本徴収額は、市役所から届いた「納税通知書」または「決定通知書」に記載されている額となります。

なお、本来の税額を上回って徴収された場合には、原則として差額が還付されます。

11 減免制度

次に該当する方は、住民税の減免を申請することができます。減免の判定については、資産状況等を踏まえて総合的に判断しますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

- ・ 生活保護法の規定による保護を受ける者
- ・ 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者
又はこれに準ずると認められる者
- ・ 学生又は生徒であって納税が著しく困難と認められる者
- ・ り災により生活が困難となった者
- ・ 上記に掲げるもの以外で、特別の事由がある者